419
は035

（その１）

収　支　報　告　書

令和　7　年分

（ふりがな）
1　政治団体の名称　はまだたかよしこうえんかい
浜田高嘉後援会

2　主たる事務所の所在地
愛媛県越智郡上島町弓削太田180番地

3　代表者の氏名
濱田高嘉

4　会計責任者の氏名
濱田高嘉

事務担当者の氏名
濱田典子

（電話）0897-77-0807

（電話）

（電話）

愛媛県
選挙管理委員会
-8.3.27
第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのまま
インターネット上において公表されます。

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額			16,830	
（前年からの繰越額）			6,830	
（本年の収入額）			10,000	
支　出　総　額			6,554	
翌年への繰越額			10,276	

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				
員　数				

| （２）寄附 | | | |

（その７）

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分　個人

寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
濱田典子	10000	令和7年1月21日	上島町弓削太田480番地	なし	
この頁の小計	10000				
その他の寄附					
合計	10000				

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	備考
1　経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費	6554	
(4) 事務所費		
小計	6554	
2　政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		※ア～エの小計
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣伝事業費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費		
エ　その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計		
合計	6554	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、「備考」欄に内書でその額を記入し、併せて様式（その16）にその内訳を記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　3　月　26　日

政治団体の名称　浜田高嘉後援会

会計責任者の氏名　濱田高嘉

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

（備考）1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。